

広島県有料老人ホーム設置運営指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームについて、法、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「法施行規則」という。）及び老人福祉法施行細則（昭和38年広島県規則第93号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、県内（広島市、呉市、福山市及び三次市を除く。以下同じ。）における有料老人ホームの設置運営に関する事務手続等を定め、広島県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）と一体的に運用することにより、有料老人ホーム事業の安定と入居者の居住環境の向上を図ることを目的とする。

なお、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けているものにあつては、この要綱の第3条から第11条の規定は適用せず、広島県サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務取扱要領によることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置予定者 県内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (2) 設置者 県内において有料老人ホームを設置した者をいう。

(事前相談)

第3条 設置予定者は、有料老人ホームの設置計画の内容について、設置予定市町に事前の相談を行うものとする。

- 2 前項の規定による相談を受けた市町は、必要に応じ、県にその相談内容について情報提供するものとする。
- 3 第1項の設置計画において、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条、第78条の2又は第115条の2の規定により特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける予定の有料老人ホームの設置予定者は、広島県介護保険事業支援計画及び設置予定市町が策定する介護保険事業計画の概要を事前に把握し、介護保険担当部課等と調整が行われていなければならない。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、有料老人ホームの設置について、あらかじめ広島県知事（以下「知事」という。）に協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

- 2 事前協議は、設置予定者が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許

可又は第 43 条第 1 項の規定による許可（これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（既存の建築物の用途を有料老人ホームに変更する場合は、届出））の申請前に、これらの申請を要しない場合にあつては、法第 29 条第 1 項に規定する届出の前に、別記様式第 1 号の有料老人ホーム設置事前協議書（以下「事前協議書」という。）に別表 1 に掲げる書類を正副 2 部添付し、知事に提出することにより行うものとする。

- 3 知事は、前項の事前協議書を受領したときは、その副本を設置予定地の市町長に送付し、別記様式第 2 号の有料老人ホーム設置意見書（以下「意見書」という。）を提出するよう求めるものとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づき提出された意見書において、有料老人ホームの設置に係る条件等が付されていた場合は、当該意見に係る条件等を設置予定者に対して通知するとともに、設置予定者から条件等に係る対応方針、改善方法等について文書で回答を求めるものとする。
- 5 知事は、第 2 項の事前協議書の内容について審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が指針及びこの要綱の規定に適合していると認められ、かつ、前項の回答が意見書に付された条件等を満たしていると認めたときは、設置予定者に対して別記様式第 3 号の有料老人ホーム設置事前協議済書（以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。
- 6 設置予定者は、開発許可、建築許可又は建築確認等の申請を必要とする場合は、前項の事前協議済書を受領した後に行うものとする。
- 7 前各項に定める有料老人ホームの設置に関する県との具体的な協議は設置予定者で行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置予定者以外の者のみとは、原則行わないものとする。

（市街化調整区域における証明等）

第 5 条 設置予定者は、市街化調整区域内において有料老人ホームを設置しようとする場合で、開発許可、建築許可等の手続きのために指針適合等の確認が必要となるときは、前条の事前協議に併せて、別記様式第 4 号の有料老人ホームの建設に係る適合証明申請書を知事に提出し、その証明を受けるものとする。

（協議の取下げ）

第 6 条 設置予定者は、第 4 条による事前協議書を提出した後に計画を取り止める場合は、別記様式第 5 号の有料老人ホーム設置事前協議取下書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の事前協議取下書を受領したときは、市町長にその旨を通知するものとする。

（設置届等）

第 7 条 設置予定者は、建築確認通知書を受領した後、有料老人ホームの建設工事の着工前に、

法施行細則様式第 16 号の有料老人ホーム設置届書（以下「設置届」という。）を知事に提出すること。

- 2 知事は、前項の設置届を受理したときは、別記様式第 6 号の有料老人ホーム設置届受理通知書（以下「受理通知書」という。）を設置予定者に交付するとともに、市町長にその旨を通知するものとする。
- 3 設置予定者は、前項の受理通知書を受理した後に入居者の募集を開始するものとする。
- 4 入居契約は、内金の納入を含め、その名称・形態を問わず、第 2 項に定める届出が受理される前に行ってはならないものとする。

（建築工事の着工届等）

第 8 条 建設工事の着工は、相当数の入居見込者が確保されるまでの間については、入居一時金の返還債務についての銀行保証等が付された後に行うものとする。

- 2 設置予定者は、有料老人ホームの建設工事の着工に際して、別記様式第 7 号の建設工事着工届に入居一時金の返還債務についての銀行等の保証書及び建設工事工程表を添えて、あらかじめ知事に提出するものとする。

（事業開始報告）

第 9 条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始したときは、別記様式第 8 号の有料老人ホーム事業開始報告書に別表 2 に掲げる書類を正副 2 部添付し、速やかに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の事業開始報告書を受理したときは、市町長に、副本を添付してその旨を通知するものとする。

（届出を行っていない設置者）

第 10 条 既に開設している有料老人ホームであって、法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない設置者は、法施行細則様式第 16 号の設置届に別表 3 に掲げる書類を正副 2 部添付し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第 1 項の設置届を受理したときは、受理通知書を設置者に交付するとともに、市町長に、副本を添付してその旨を通知するものとする。
- 3 市町長は、法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない疑いがある有料老人ホームを発見したときは、知事にその旨を通知するよう努めるものとする。

（変更届等）

第 11 条 設置者は、第 7 条第 1 項による設置届の届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、法施行細則様式第 17 号の有料老人ホーム変更届書を知事に提出すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、入居定員の増減を伴う変更、施設の類型の変更又は増改築を行うおうとする場合にあっては、知事及び市町長と必要な調整を行うとともに、入居者への十分な説明を行ったうえで有料老人ホーム変更届書を提出するものとする。
- 3 設置者は、その事業を休止し、又は廃止するときは、その廃止又は休止の一月前までに、知事及び市町長と必要な調整を行ったうえで、法施行細則様式第 18 号の有料老人ホーム休止・廃止届書を知事に提出すること。
- 4 知事は、前 3 項の規定による届出を受理したときは、当該有料老人ホームの所在地の市町長にその旨を通知するものとする。

(定期報告)

第 12 条 設置者は、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(平成 30 年 3 月 30 日付老高発 0330 第 3 号) 及び法 29 条第 11 項に基づき、毎年 8 月末日までに、次の各号に定める書類によって知事に運営状況を報告すること。

- (1) 毎年 7 月 1 日現在の有料老人ホーム重要事項説明書
- (2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (3) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (5) 最新の募集パンフレット
- (6) 前年度に開催した運営懇談会の開催状況報告書 (別記様式第 9 号)
- (7) その他知事が指定する書類

(事故報告等)

第 13 条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合又は災害等により被害を被った場合には、直ちに知事にその状況を報告するものとする。

(情報の公表)

第 14 条 設置者は、第 12 条各号に定める書類を入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供するよう努めるとともに、求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

- 2 知事は、第 12 条第 1 号に規定する書類について、介護サービス情報公表システムに掲載することで情報の公表を行う。ただし、有料老人ホーム設置者は、法令により公表が義務付けられていない項目については、知事に申し出ることで非公表とすることができる。なお、「法令により公表が義務付けられていない項目」とは、法施行規則第 21 条の 2 に規定していない項目をいう。

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者

向け住宅情報提供システムにおいて、法施行規則第 21 条の 2 に規定する項目が網羅されている場合には、県の公表として扱う。

その他、上記によらない場合については、適宜、県ホームページに掲載することで公表を行う。

(事業収支計画の見直し)

第 15 条 設置者は、3 年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行うこと。

2 設置者は、前項による見直しの内容が、直近の事業年度の財務諸表と乖離がある場合には、原因及び対処方針等を知事に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。

ただし、この要綱による改正後の別記様式第 9 号については、平成 15 年 1 月 1 日から適用することとし、それまではこの要綱による改正前の別記様式第 9 号による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。